様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（

損　　益　　計　　算　　書

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

（商号又は

Ⅰ	完成工事高		----------
Ⅱ	完成工事原価		
	材料費	----------	
	労務費	----------	
	（うち労務外注費　　）		
	外注費	----------	
	経　費	————	————
	完成工事総利益（完成工事総損失）		----------
Ⅲ	販売費及び一般管理費		
	従業員給料手当	----------	
	退職金	----------	
	法定福利費	----------	
	福利厚生費	----------	
	維持修繕費	----------	
	事務用品費	----------	
	通信交通費	----------	
	動力用水光熱費	----------	
	広告宣伝費	----------	
	交際費	----------	
	寄付金	----------	
	地代家賃	----------	
	減価償却費	----------	
	租税公課	----------	
	保険料	----------	
	雑　費	————	————
	営業利益（営業損失）		----------
Ⅳ	営業外収益		
	受取利息及び配当金	----------	
	その他	————	----------
Ⅴ	営業外費用		
	支払利息	----------	
	その他	————	————
	事業主利益（事業主損失）		==========

注　工事進行基準による完成工事高

記載要領

1　損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。

2　「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によるこ
と。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の１を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。

6　「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の１を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7　記載要領６は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

8　注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の１を超える場合に記載すること。

用紙Ａ４）

:名称）

千円